

三太通り道路整備についての共同宣言

世田谷区および三宿1丁目地区と太子堂2丁目地区の境の道路（通称 三太通り）の沿道住民は、三太通り周辺地域の防災性能の向上と安全確保のため、以下の事項を守ることを宣言します。

- (1) 三太通りに接する関係権利者（以下沿道住民と言う。ただしアパート・マンション居住者を除く）は、三太通りを最低幅員4mの道路とするため、建て替えの時に道路中心線から2m後退の基準を遵守します。
- (2) 沿道住民は、世田谷区と関係権利者との協議と合意にもとづいて、三太通りを部分的、段階的に拡幅整備を進めること、特にクランク状部分の拡幅整備に重点を置いて取り組むことに同意します。
- (3) 沿道住民は、世田谷区と協働して障害物除去や緑化など居住環境の向上や防災性能、および安全性を高める創造的な対策の確立と実現に努力していきます。
- (4) 世田谷区は、三太通りの道路整備にあたっては、自動車交通安全対策の確保のために、道路構造についても沿道住民および周辺住民と協議し、計画に対する意見、要望、提案を十分反映していきます。
- (5) 世田谷区は、道路整備を進めるにあたって沿道住民の財産権および平成9年2月の沿道会議提案を尊重し、拡幅整備に協力する住民の土地売却、建物・工作物の除却、代替地の斡旋などについては特段の配慮をします。
- (6) 世田谷区と沿道住民は、将来的に三太通りの6m道路空間を確保するため継続的に協議していきます。

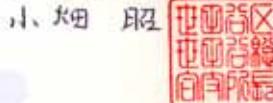
上記事項の宣言は、世田谷区および沿道住民過半数の署名をもって有効とします。

以上

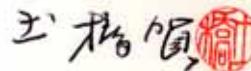
上記共同宣言に同意いたします。

平成10年8月26日

世田谷区長 大場啓二
代理 世田谷総合支所長



太子堂2・3丁目地区
まちづくり協議会会長



三太通り沿道会議
代表



三宿1丁目地区
まちづくり協議会会長

